

環境こだわり農産物認証制度の手続きの変更について

1 概要

(1) 変更の趣旨

環境こだわり農産物認証制度については、平成13年度から制度運営を開始し、現在、水稻作付面積の44%を占めるまでに取組が普及・定着しているところです。

条例の制定から20年を経過し、栽培基準についても定着し、多くの農業者から栽培基準に照らして適合している生産計画が提出されている状況です。

一方で、1作あたり、生産計画と生産記録という2つの書類を作成する労力が取組み農業者の負担となっていることから、この負担を軽減するために、認証手続きの一部について簡素化を行います。

(2) 主な変更の内容

- ① 生産計画の認定申請手続きを廃止し、農産物認証の申請手続きに先立つ「生産者・ほ場一覧表」等を提出いただきます。
- ② 認証手続きの流れを変更します。
- ③ その他
 - 認証マークの印刷承認申請手続きを廃止します。
 - 認証マークを表示した際に提出を求めていた書類を保管書類とします。
 - ほ場に設置する看板の記載事項を変更します。

2 スケジュール（予定）

令和5年	2月下旬	農業者への周知チラシの配布
	3月14日	確認責任者等説明会（米原文化産業会館）
	15日	確認責任者等説明会（野洲市文化ホール）
	4月1日	環境こだわり農業推進条例、施行規則等 改正施行

環境こだわり農産物の認証制度 の手続きが大きく変わります！



令和5年度から『環境こだわり農産物の認証制度』の手続きを大幅に簡素化します。

環境保全型農業直接支払交付金に取り組まれる場合も、新しい手続きで環境こだわり農産物の認証を申請してください。

これを機会に、環境こだわり農業に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

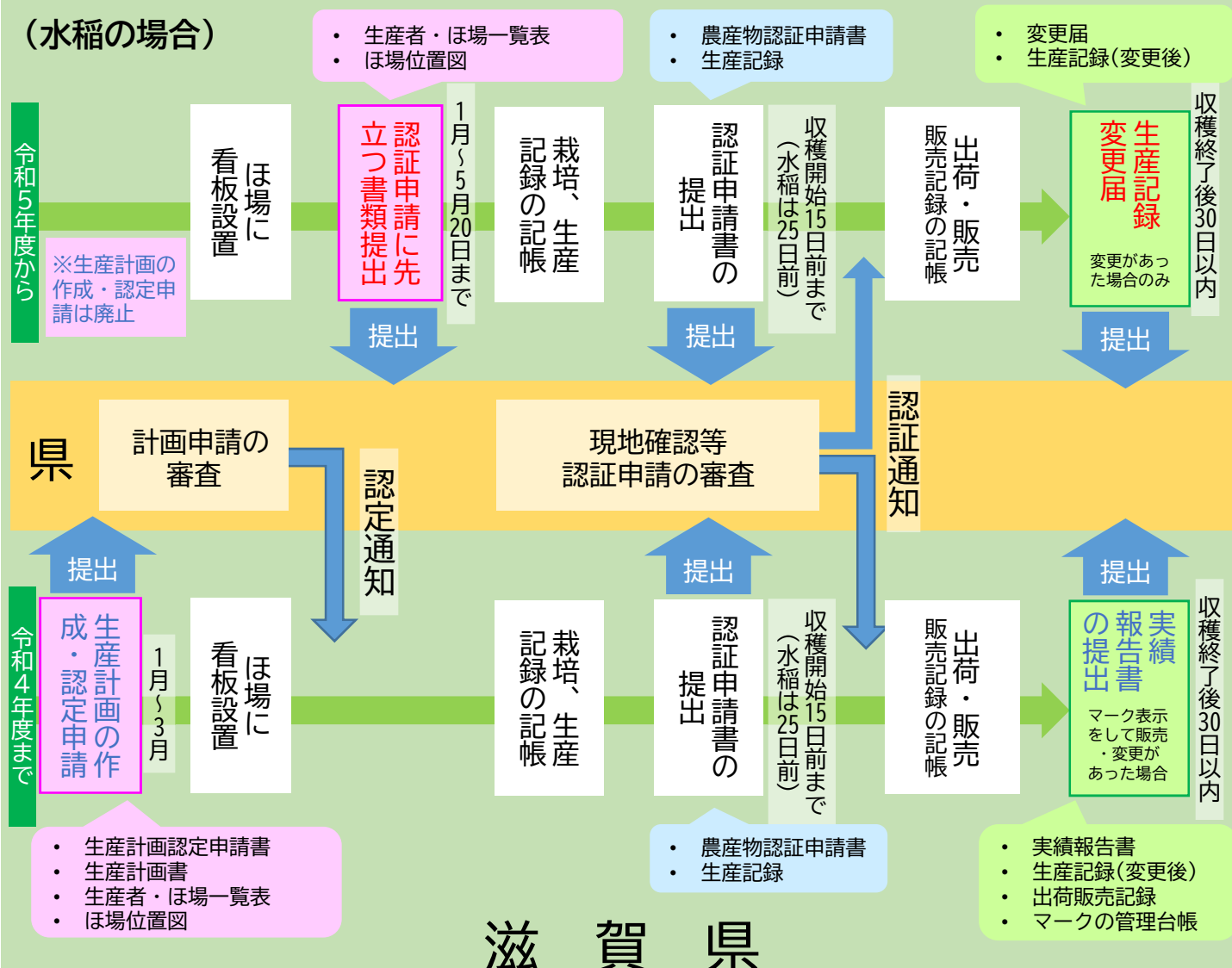
変更点①

- 生産計画の認定申請手続きを廃止します。
- 農産物認証の申請手続きに先立つ「生産者・ほ場一覧表等」の提出をお願いします（水稲 5月20日まで。他の作物は裏面をご覧ください）。
※ 初めて栽培される方や質問のある方は、裏面の「お問い合わせ先」までお気軽にお尋ねください。

変更点②

- 認証手続きの流れ

(水稲の場合)



変更点③

その他の変更点

- ① **認証マークの印刷承認申請手続きを廃止**します。
 今後は、**規程に沿ってマークが印刷できます**（詳細は、4/1日以降に県のHPに掲載予定です）。
 ※ 認証マークと併せて表示する表示項目(栽培責任者氏名等)も変更予定です(これまで通りの表示でも差し支えありません)。
- ② マークを表示して販売された場合の「出荷・販売記録」や「マークの管理台帳」は**作成・保管書類**となります。決められた時期の提出は不要ですが、県から提示を求めることがあります。
- ③ ほ場に設置する看板への生産計画認定番号の記載は不要です。
 ※ 申請書類は、紙の書類だけでなく、データで提出することができます。
 詳しくは、農業農村振興事務所あてお尋ねください。

農産物認証の申請手続きに先立つ「生産者・ほ場一覧表等」の提出時期

収穫時期	農作物	提出時期(毎年)
4月～6月	茶、野菜など	収穫開始 2か月前まで
7月～11月	水稻、大豆など	1月～5月20日まで
12月～3月	野菜など	1月～9月30日まで

※ こまつな、ほうれんそうなどを周年で栽培する場合には、最初に該当する受付期間に、1年分をまとめて申請することができます。

収穫時期(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
4～6月	← 収穫時期 →														
締切：収穫の2か月前まで															
7～11月	← 収穫時期 →														
締切：5月20日まで															
12～3月	← 収穫時期 →														
締切：9月30日まで															

<その他に注意いただきたいこと>

○ 県議会の議決について

制度の改正は、令和5年4月1日を予定しておりますが、手続きの変更につきましては、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」の改正を伴うことから、滋賀県議会の議決が必要となります。審議状況によりまして、手続きを変更しない場合があります。

○ 特別栽培農産物として表示・販売される方の注意事項

令和5年以降に認証される環境こだわり農産物を「特別栽培農産物」として表示して販売する場合は、国が定めている「特別栽培農産物の表示ガイドライン」に従って、確認責任者に栽培計画の確認を受ける必要があります。

○ 令和4年度までに認証された環境こだわり農産物について

令和4年度までに環境こだわり農産物として認証された農産物については、認証後の事項（マークの使用、小分け表示、実績の報告、生産記録の変更等）については、新しい制度に沿って手続きをお願いします。

お問い合わせ先一覧

大津・南部農業農村振興事務所 農産普及課	TEL：077-567-5412
甲賀農業農村振興事務所 農産普及課	TEL：0748-63-6126
東近江農業農村振興事務所 農産普及課	TEL：0748-22-7715
湖東農業農村振興事務所 農産普及課	TEL：0749-27-2213
湖北農業農村振興事務所 農産普及課	TEL：0749-65-6613
高島農業農村振興事務所 農産普及課	TEL：0740-22-6026

滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課
 みどりの食料戦略室 環境こだわり農業係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
 TEL : 077-528-3895
 FAX : 077-528-4882